

一般財団法人愛知県建築住宅センター
木造建築物の耐久性に係る評価料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程」第10条に基づき、木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン（令和6年12月24日国住木第90号）（以下「ガイドライン」という。）第6第一号に規定する評価（以下「評価」という。）の料金について必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 「一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「センター」という。）木造建築物の耐久性に係る評価業務規程」第12条に定める評価料金は、1件につき、次に掲げる額とする。

一 料金は、下記による。

(税込) 単位：円

評価対象床面積の合計	料金
500 m ² 以下	59,400
500 m ² を超える	見積り

※ 複数の評価手法により評価を行う場合は、28,600円を加算した額とする。

- 2 センターで評価書が交付された後の新築の工事途中に行う計画の変更に係る料金は、前項に掲げる料金の2分の1（100円未満切捨て）とする。ただし、評価書に表示する内容の誤記修正等の場合は、6,600円とする。

(再発行に係る料金)

第3条 評価書の再発行に係る料金は、1通につき5,500円とする。

(その他)

第4条 第2条から第4条までに該当しない場合は、別途見積りとする。

(附則)

この規程は、令和 7年 6月 1日から施行する。